

告示

埼玉県告示第三百一号

平成二十五年埼玉県告示第四百四十号（土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

第一の二(ロ)ア(ア)の表以外の部分中「左欄に掲げる特定有害物質」の次に「（以下「親物質」という。）」を、右欄に掲げる特定有害物質」の次に「（以下「分解生成物」という。）」を加え、同(イ)の表のトリクロロエチレンの項及びテトラクロロエチレンの項中「シスー1,2ージクロロエチレン」の次に「、トランスー1,2ージクロロエチレン」を加え、同項の次に次のように加える。

四塩化炭素	ジクロロメタン
-------	---------

第一の二(ロ)ア(ア)の表のシスー1・ニージクロロエチレンの項中「シスー1,2ージクロロエチレン」の次に「及びトランスー1,2ージクロロエチレン」を加え、同表の「1・ニージクロロエチレン」の項中「シスー1,2ージクロロエチレン」の次に「、トランスー1,2ージクロロエチレン」を加える。

第一の二(ロ)ア(イ) a を次のように改める。

a 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

次のいずれかに該当する土地

- (a) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地
- (b) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条の4の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、調査対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている土地

第一の二(ロ)ア(イ) a の表の特定有害物質の種類」の項中「シスー1,2ージクロロエチレン」の次に「、トランスー1,2ージクロロエチレン」を加え、同表三十一メーメン格子内における調査時の範囲確定調査※の項中「試料採取等対象物質」を「調査対象物質」と改める。

第1の11(1)ヤ(2)の察中體積標準の質を証す' 同察の體積標準の質を察のよへに記さる。

調査地点	気体から調査対象物質が検出された試料採取地点又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲ごとに、基準不適合土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点	別表第1に掲げる基準値(以下「第二溶出量基準」という。)を超える土壌が存在する単位区画及び当該単位区画に隣接する単位区画(概況調査において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超えた単位区画に限る。)の試料採取地点。これ以外の単位区画については、30メートル格子に含まれる基準超過土壌が存在する単位区画のうち、調査対象物質ごとに土壌溶出量又は土壌含有量が最も高くなる単位区画において調査を実施すること。なお、30メートル格子に含まれる基準超過土壌が存在する単位区画の数が2以下であり、かつ隣接する30メートル格子において調査を実施する地点が設定されている場合には、当該30メートル格子内の調査を省略することができる。
------	--	--

第1の11(1)ヤ(2)や(3)ヤ(4)のよへに記さる。

(4) 詳細調査の調査対象物質及び調査種類

詳細調査の調査対象物質及び調査種類は、次のとおりとする。

- a 概況調査における土壌ガス調査において検出された特定有害物質及び地下水中の特定有害物質濃度が地下水基準を超えた特定有害物質については、土壌溶出量調査
- b aの特定有害物質が1の(2)又は2の(1)の情報により把握した特定有害物質である場合であり、かつ、当該特定有害物質が親物質のいずれかに該当する場合、当該親物質の分解生成物については、土壌溶出量調査
 - c aの特定有害物質が1の(2)又は2の(1)の情報により把握した特定有害物質でない場合であり、かつ、aの特定有害物質が分解生成物であ

り、当該特定有害物質を分解生成物とする親物質のいずれかが1の(2)又は2の(1)の情報により把握した特定有害物質に該当する場合、当該該当する親物質とその分解生成物については、土壌溶出量調査

d 概況調査において土壌溶出量基準を超えた特定有害物質については、土壌溶出量調査

e 概況調査において土壌含有量基準を超えた特定有害物質については、土壌含有量調査

操1の(1)(2)の条の各条の条文中「次の表の左欄に掲げる特定有害物質について土壌溶出量基準を超えた場合は、当該特定有害物質が土壌で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質」や「親物質について土壌溶出量基準を超えた場合は、当該親物質の分解生成物」とある条を削除。

別表第1のシスー1・ニーマントロロヒマンの項を次のように定める。

シスー1,2ージクロロエチレン 若しくはトランスー1,2ージク ロロエチレン又はこれらを合 わせたもの	検液1リットルにつきシスー1,2ージクロロエ チレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン の量の合計0.4ミリグラム
--	---

別表第2の1の項右欄中「土地」の次に「の土壌の汚染状態」を挿入し、同条の2の項中欄中「不透水層」の次に「(厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル(岩盤にあっては、ルジオン値が1)以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。)」を挿入し、同条の3の項中欄及び同条の4の項中欄中「土壌含有量基準を超過していない汚染状態にある」を「基準超過土壌以外の」と定める。

別表第3の2の項右欄中「あっては、」の次に「当該土地の」を挿入し、同条の3)中「(3)」や「(4)」及び「に1以上の」や「の1以上の地点に」及び「(7)」や「(8)」の各条、同条の4)や同条の5)中「(3)」や「(4)」及び「に1以上の」や「の1以上の地点に」及び「(7)」や「(8)」以上の」や「周縁の1以上の地点に」及び「平成15年環境省告示第17号」や「、平成15年環境省告示第17号」及び「測定し」や「測定した結果」とある条、同条の5)や同条の6)中「(4)」や「(5)」の各条、同条の7)や同条の8)中「(3)」や「(4)」及び「(5)」の各条、同条の9)や同条の10)中「(3)」や「(4)」及び「(5)」の各条、同条の11)中「(厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル(岩盤にあっては、ルジオン値が1)以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。)」を挿入し、同条の12)や同条の13)の次に次のように定める。

(3) 次のいずれかの方法により、(2)により第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。

ア (1)の方法と同等以上の方法により、(1)により把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、深さ1メートルから1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号により測定する方法

イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあつては、当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確認する方法

ウ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあつては、当該土壌について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したものと又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号により測定すること。

国土交通省告示第17号「適合させること」と「適合する汚染状態にある土壌とすること」及び国土交通省告示第(3)及び(4)並びに「1以上の」と「1以上の地点に」並びに「(7)及び(8)並びに国土交通省告示第(3)及び(4)並びに」当該場所の周縁に1以上の」と「周縁の1以上の地点に」並びに「平成15年環境省告示第17号」及び「平成15年環境省告示第17号」並びに「測定し」及び「測定した結果」並びに「国土交通省告示第(4)及び(5)並びに国土交通省告示第(3)及び(4)並びに」並びに「基準超過土壌」並びに「(当該土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、(2)により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたもの)」並びに「国土交通省告示第(2)の次に次のように加える。

(3) (2)により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたものについて、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したものと又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種

特定有害物質である場合にあつては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号により測定した結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌であることを確認すること。

国土交通省令第4条第1号ト(1)及び「第4条第1号リ(1)」並びに「第4条第1号チ(1)」及び「第4条第1号又(1)」並びに「第4条第1号イ」及び「ウ」並びに「測定の結果」並びに「確認する」の点と、イにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、地下水基準を超えない汚染状態にする場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水基準を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。

ア 当該土地の地下水汚染の状況について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

国土交通省令第4条第1号ト(1)及び「第4条第1号リ(1)」並びに「第4条第1号チ(1)」並びに「第4条第1号又(1)」並びに「第4条第1号イ」及び「ウ」並びに「測定の結果」並びに「確認する」の点と、イにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が2年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により土壌溶出量基準を超える汚染状態の土壌から当該特定有害物質を除去した場合であつて、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあつては、当該地下水基準に適合する汚染状態が2年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの1回の確認とすることができる。」並びに「第4条第1号イの基準超過土壌」及び「イの土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌」並びに「基準超過土壌のある範囲」及び「土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲」並びに「平成15年環境省

告示第19号」や「平成15年環境省告示第19号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の9の頁(中)に「当該場所の周縁に1以上の」や「周縁の1以上の地点に」並びに「平成15年環境省告示第17号」や「平成15年環境省告示第17号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の6に1以上の」や「の1以上の地点に」並びに「回表の7の頁(中)に「土壌」や「土壌」並びに「回表の8に「任意の地点において」や「1地点の割合で」並びに「当該土壌について」や「当該土壌に含まれる」並びに「平成15年環境省告示第18号」や「平成15年環境省告示第18号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の4に1以上の」や「の1以上の地点に」並びに「平成15年環境省告示第17号」や「平成15年環境省告示第17号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の5に「おおむね100立方メートル」や「100立方メートル以下」並びに「から採取した」や「の土壌を採取し、当該5点の」並びに「当該土壌について」や「当該土壌に含まれる」並びに「平成15年環境省告示第18号」や「平成15年環境省告示第18号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の2に1以上の」や「の1以上の地点に」並びに「平成15年環境省告示第17号」や「平成15年環境省告示第17号」並びに「測定し」や「測定した結果」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十七条第一項、第七十九条第一項若しくは第五項若しくは第八十条第一項若しくは第二項に規定する調査に着手している者又は第七十八条第一項、第七十九条第二項若しくは第五項若しくは第八十条第三項に規定する計画の作成に着手している者若しくは汚染した土壌の処理若しくは汚染の拡散の防止の措置に着手している者に対する土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の適用については、なお従前の例によることができる。